

## 【報告書要旨】

経営支援情報センター  
ディレクター 斎藤文夫

バブルの崩壊以後、経済財政構造改革の中で地域間の格差が拡大し、地域再生、地域経済活性化が、我が国経済の持続的な成長のために必要な喫緊の課題となっている。また、少子高齢化の急速な進展、ライフスタイルの多様化に伴い、地域における社会問題に対する解決のニーズも増大・多様化を見せている。そして、財政の逼迫している地方自治体等の公的セクターでは充分に対応できない状況が生じている。

このような中、団塊世代の退職者や子育てを終了した主婦層等が、地域活動に積極的に参加する状況が見られ、ボランティア活動から一歩進めて特定非営利活動法人（NPO 法人）を設立し、地域に根ざした経済活動を営む団体も増加をしている。

NPO 法人は、1998 年末に特定非営利活動促進法（NPO 法）が施行され、2009 年 3 月末までの間に、約 37,000 法人が認証され、地域活動における重要性が増大している。NPO 法人の中でも、社会的貢献という使命を掲げ、地域に根ざした経済活動を行っている NPO 法人は、地域経済活性化の一翼を担い、重要な役割を果たす存在となってきている。

当機構の支援対象として馴染みの無かった NPO 法人が、地域資源活用、新連携、農商工連携といった支援施策では、間接的ながらも当機構の支援対象として取り上げられる状況となり、新しい関わりが見られるようになってきている。当機構においても、NPO 法人について、正確な理解が求められるようになっており、NPO 法人の実態把握を目的として、NPO 法人の現状や課題を整理し、当機構の支援策考察のための一助になるべく、調査研究を実施した。

本調査研究では、次の二つの特性を持つ NPO 法人を調査研究対象とした。一つ目が「事業型 NPO 法人」と呼ばれる、「有料・有償で社会的サービス・商品の提供、情報分析・提供、コンサルティングといった活動を行う法人」である。そして、二つ目が、NPO 法で定める活動分野第 17 号「前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」法人を、本調査研究では「支援型 NPO 法人」と定義付け調査研究の対象とした。

上記の二つのタイプの NPO 法人を、調査研究の対象とした理由は次の 2 点である。

- ①事業型 NPO 法人：当機構が支援対象とする中小企業のように、事業活動によって収益を出すことを念頭に置いて活動に取り組む法人であり、馴染み易い活動形態である。
- ②支援型 NPO 法人：当機構では他の組織と連携や協働により支援事業を実施しており、当該 NPO 法人の特徴を把握することにより、連携先として馴染み易い活動形態である。

本調査研究では、以下の調査研究方法により、NPO の現状把握、NPO の類型化、NPO に対する各種支援策の現状把握等を行い、その上で、調査研究対象とした「事業型 NPO 法人」、「支援型 NPO 法人」の現状と課題の整理を行った。

- ①既存文献調査：先行研究を精査し、現状把握を実施。
- ②NPO 法人アンケート調査：12,800 法人を対象にアンケート調査を実施。
- ③NPO 法人インタビュー調査：63 法人を対象にインタビュー調査を実施。

### 【既存文献調査で得られた知見】

- ①公益性を帯びている事業は、主に行政が執り行なうものであり、市民は、それを享受する側であるという一方通行の流れが存在していた。しかし、市民のニーズが多様化し、行政側も厳しい財政状況では、きめの細かいサービス提供にも限界が出てきている。市民、企業、行政など、地域を組成する各組織が互いに協力し、より良い地域社会の形成を目指すという枠組みに移行しつつある。NPO 法人は、コーディネート機能や、実際の活動の担い手機能として、重要な役割を果たすと期待される状況になっている。
- ②1998 年 12 月 NPO 法施行後、認証を受ける NPO 法人数は増加傾向にある。1999 年 12 月、法律施行から 1 年後の認証数は 1,176 法人であったが 2009 年 3 月末現在では、認証を受

けた NPO 法人の累計数は、37,198 法人に増加している。

- ③NPO法人の認証分野、主たる活動分野としては、NPO法で定める活動分野の「第1号：保健・医療又は福祉の増進を図る活動」が圧倒的に多い。第1号認証法人が多い理由として、介護保険法施行に伴い、介護関係の事業を行うに際して、組織形態としてNPO法人を選択した団体が多かったとも言われている。

#### 【アンケート調査・インタビュー調査で得られた知見】

- ①NPO法人は、資金面において課題が多いと言われてきた。アンケート調査では、資金調達問題以外に、人材育成や後継者育成も重要な課題として認識されていることが分かった。
- ②借入金残高のある法人は、アンケート回答法人（2516 法人）全体では約 3 割で、借入先は「個人からの借入れ」とする回答が 74%を占めた。インタビュー調査結果からは「法人の代表者等」からの借入れという形で、活動資金の補填をしていることが伺えた。
- ③事業型 NPO 法人
- \*主たる活動分野として「第 1 号：保健・医療又は福祉の増進を図る活動」と回答する法人が約 5 割を占めた。
  - \*収入状況は、100 万円未満の小規模な法人から 1 億円以上の大規模な法人まで存在し、法人間格差が見られ、約 5 割の法人が 1000 万円以上という結果となった。収入内訳を見ると、「自主事業収入」が約 5 割と最も多く、それらに「行政や民間からの委託事業収入」も含めた「広義の事業収入」の割合は 75%に達した。一方、支出内訳を見ると、人件費比率の高さ（約 5 割）が特徴的である。
  - \*行政と関わりを持ったことがある法人は約 8 割に達しており、相手先は「市区町村」とする回答が約 7 割を占めた。
  - \*行政との関わりの目的として「自組織活動資金の財源獲得」を上げる法人が約 4 割、また、今後の関わりについて「組織存続の手段として関わっていきたい」とする法人が約 2 割存在し、行政からの委託事業、補助金・助成金などを通じた行政依存型の法人が少なからず存在する結果となった。
- ④支援型 NPO 法人
- \*支援活動の内容は、「情報収集と発信」、「団体間の交流促進」などの情報媒介活動が多く、「NPO の立上げ支援」、「コンサルティング」がそれに続いており、主に情報を供給する知識集約的な事業に取り組んでいる。しかし、支援活動の対価を受益者から十分に得ていない状況が見られる（全て無償（30%）、一部有償（63%））。
  - \*収入状況は、アンケート回答全体と同様やや小規模に寄っていた（1000 万円未満の比率は、事業型 NPO 法人 30%に対し、支援型 NPO 法人では 54%）。収入内訳を見ると、「自主事業収入」は 6%にとどまり、一方、「行政からの委託事業収入」は約 5 割を占めている。また、支出内訳を見ると、人件費比率が 26%と回答者全体（38%）をも下回った。
  - \*行政との関わりを持ったことがある法人は、約 9 割に達しており、相手先は「市区町村（67%）」、「都道府県（65%）」と、事業型 NPO 法人と比較すると「都道府県」の比率が高かった。

#### 【中小企業基盤整備機構と事業型 NPO 法人・支援型 NPO 法人】

- ①当機構の実施する支援事業での NPO 法人との関わりを調査した所、各種支援事業において少なからずNPO法人との関わりがあることが把握できた(詳細は第3章第2節を参照)。
- ②当機構の支援対象である中小企業は、中小企業基本法、独立行政法人中小企業基盤整備機構法等の関連法令に規定されており、当機構の中では、支援ミッションを達成するために、NPO 法人も支援対象にすることが効果的な場合に支援対象者として認識されている。
- ③しかしながら、「新連携」、「農商工連携」、「地域資源活用プログラム」、「まちづくり・中心市街地活性化」などの事業においては、地域に根ざした活動を行い、地域でのネットワークを構築している NPO 法人の事業参加は極めて重要である。当機構として支援事業を実施する中で、積極的に NPO 法人に接触を図り、NPO 法人が蓄積してきたノウハウを支援事業実施に活用することが求められている。